

# 令和2年分確定申告の注意点

今回の確定申告で新たに適用される改正があり、様式も特に第二表が大きく変更されました。 **給与・公的年金だけの方でも、もはや手書きが最も難しいとすら思える**ほどです。従来は手書きの方も正しく手軽に作成するため、国税庁のサイトをご利用されてはいかがでしょうか。 <https://www.nta.go.jp/>

## 1 内容の改正点（給与所得者が確定申告で対応が必要な項目を茶色で表示しました）

項目	内容
1 給与所得控除 10万円引下げ	給与所得控除は最低 65万円だったが 55万円に減額
2 <b>公的年金等控除 10万円引下げ</b>	S31.1.1 以前生まれの方 控除額は最低 120万円⇒ 110万円 S31.1.2 以後生まれの方 控除額は最低 70万円⇒ 60万円
3 上記1, 2の調整（確定申告で行う所得金額調整控除）	給与と公的年金の両方がある方は、合計で 10万円の所得控除減額になるように調整します(申告書B用手順の場合P10-12 参照)
4 基礎控除の引き上げ	38万円 ⇒ 48万円に増額（但し合計所得 2400万円迄）
5 扶養控除・配偶者控除の条件	扶養者等の合計所得が 38万円以下 ⇒ 48万円以下に引上げ
6 ひとり親控除	従来の寡婦(寡夫)控除から拡張し婚姻していない方も対象
7 <b>医療費控除は明細書のみ提出</b>	令和2年分から「医療費控除の明細書」のみ提出。領収書は提示も不要だが、 <b>申告期限から5年間保存が必要</b> 。
8 <b>青色申告特別控除 65万円の条件が厳格化</b>	従来の条件（(1)正規の簿記で記帳、(2)貸借対照表作成）だけでなく、令和2年からは <b>55万円控除に減額</b> 令和2年からは <b>更に</b> (3)① <b>電子申告</b> 又は ② <b>電子帳簿保存</b> （事前申請及び一定の条件あり） <b>が必要</b>

## 2 様式の改正点(第二表について)の主な事項

### (1) 保険料控除等に関する事項(13~16)

年末調整を受けた金額と異なる(追加がある)場合は、総額を記入し、追加額を「うち年末調整等以外」の欄に記入します。⑮生命保険料控除と⑯地震保険料控除も同様に支払額を記入します。

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑮ 生命保険料控除		
新生命保険料		
旧生命保険料		
⑯ 地震保険料控除		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
⑰ 地震保険料		
地震保険料		
地震保険料		

### (2) 配偶者や親族(扶養者のみ)に関する事項(20~23)の書き方

- ・ 「年調」に○：年末調整で扶養控除対象とした国外居住者・別居者。
- ・ 「同一」に○：配偶者が「同一生計配偶者」(合計所得 48万円以下で事業専従者でない)で、納税者の所得が 1000万円超の場合に記入(住民税用に記載必要)。
- ・ 「別居」に○：その親族が別居者の場合記入。
- ・ 「16」に○：その親族が 16歳未満の場合。
- ・ 「調整」に○：夫婦がどちらも 850万円超で、23歳未満の扶養親族などがある場合、夫婦ともに「所得金額調整控除」が受けられるが、扶養控除は夫婦のうちどちらか一方しか適用できない。この場合、「扶養控除」を適用せず「所得金額調整控除」のみ適用する親族に○を記入。

氏名	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
明次 昭平	配偶者	. .	○	特例 国外	年調 同一 別居	調整 調整
明次 昭平	配偶者	. .	○	特例 国外	年調 16 別居	調整 調整
明次 昭平	配偶者	. .	○	特例 国外	年調 16 別居	調整 調整
明次 昭平	配偶者	. .	○	特例 国外	年調 16 別居	調整 調整
明次 昭平	配偶者	. .	○	特例 国外	年調 16 別居	調整 調整
明次 昭平	配偶者	. .	○	特例 国外	年調 16 別居	調整 調整

### @ 2月の予定

- 2/10 ・ 1月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 3/1 ・ 12月決算法人の確定申告
- ・ 3,6,9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



## 令和2年度 第3次補正予算の注目点

1月28日に第3次補正予算が可決、成立しました。これには、新型コロナウイルスの感染拡大防止策や経済回復に向けた取り組みなどを加速するための経費が盛り込まれており、「15カ月予算」として第3次補正予算と3年度予算を編成したものとことです。

第3次補正予算は、(1)新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 (2)ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 (3)防災・減災、国土強靱化の推進 が柱となっています。

これらには様々な補助金や対策が設けられておりますので、注目すべきものをご紹介します(制度の詳細は現在策定中で発表待ちです。)

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei3\\_yosan\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei3_yosan_pr.pdf)

項目	予算規模	概要
民間金融機関を通じた資金繰り支援	1兆 8,980 億円	① R2.5.1 開始の民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度を3月まで実施 ② 金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合の保証料の一部補助(負担 0.2%)
中小企業等事業再構築促進事業 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html</a>	1兆 1,485 億円	・ 中小企業(通常枠)の場合、補助率2/3、補助金額 100万円～6000万円 ・ 条件は、申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の3か月に比べて▲10%以上(減) ・ 経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を、認定支援機関等と策定すること(3～5年間で付加価値額の年率平均 3.0%以上増加等を目指す)
中小企業生産性革命推進事業の特別枠 (モノ補助、持続化補助金、IT導入補助金)	2,300 億円	・ 第1次・第2次補正予算の「特別枠」を改編したもの ・ 「対人接触機会の減少」「感染防止対策」「非対面化」がキーワードで、これらに資する開発・投資・ITツールに対する補助金が設けられる
事業承継・事業引継ぎ推進事業	56.6 億円	・ 事業承継・引継ぎを受ける事業者が新たな取組(設備投資、販路開拓等)や、廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の一部を補助する ・ 補助率は2/3で、上限 400万円(M&A型は 800万円)。但し廃業を伴う場合は 200万円上乗せあり

注 中小企業とは、中小企業基本法による定義で、資本金や常時使用する従業員数で決まります。

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q1](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1)

上記の「中小企業等事業再構築促進事業」で挙げられる活用イメージの例が次のものです(抜粋)。

- (1) 飲食業 テイクアウト販売実施、オンライン専用の注文サービスの開始
- (2) 小売業 ネット販売への業態転換
- (3) 製造業 EC(オンラインサイト)での販売開始
- (4) タクシー業 食料等の宅配サービス
- (5) 建設業 自社所有の土地を活用したオートキャンプ場の整備で観光業に新規参入



人件費・旅費は補助対象外ですが、建物費、建物改修費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費等が補助対象経費となります。環境変化への対応を後押ししてくれる貴重な手段としての活用を、今から検討されてはいかがでしょうか? 詳細は3月に発表の予定です。

弊事務所は認定支援機関であり、計画策定のお手伝いをさせていただきます。